

## 第2部会意見の集約(6月12日分)

【6月19日・26日の協議内容を反映させ、加筆・修正したもの】

大分類	中分類	ポイント	意見	備考	
前文	自然		水と緑と太陽に恵まれた田園都市・美しい自然を保つことを市民と行政が不断に希求する		
			首都圏にありながら水・緑・農地が豊か 自然環境を守り、水と緑を大切に		
	産業		地域の産業を育成し、豊かで調和のとれた都市 地産地消を進め、市民の健康を守る		
			市民は、いつまでも住み続けたいなるまちづくりに自主的に参加する 行政は支援策や都市計画により実現を図る		
	都市・生活 基盤		生活の基盤である平和を守ることに心配り、世界平和に寄与する 生活環境の整備		
			安全安心(防犯・災害) 限りなき安心(福祉・環境等も含めて) 治安		
	住民自治		参加と協働によるまちづくり(市民と行政) 旧来の自治会活動と新しい市民活動団体の共存 自治する市民の輪を広げよう 自然資源・人的資源を「自治力」で活かし、真に豊かなまちを		
			情報の共有(知る権利・知らせる義務) 情報公開を原則とし、そのあり方はきめ細かく対応する		
			市民一人ひとりの人権を尊重する 憲法に基づき基本的人権を守る 男女平等の実現、男女共同参画社会づくりを一層推進する 性別にかかわらず個々の人権が守られること 男女共同参画の推進		
	文化・教育・ 人づくり		教育・文化・スポーツ都市 学びをとおしてのふれあい・コミュニティの形成 文化・芸術の豊かな文化都市 ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまち創りに努める 伝統文化の継承 市民教育 食育の充実		
			自由主義 社会秩序(適正な負担) 年代層・階層、対立から融和へ 新旧住民の交流 多様性の尊重(多様な職業・出身地・世代・価値観・文化等)		
			追加		
			追加		
	基本理 念・基本 原則	-	自立・原則	市民主体の自立都市 自治体の自治・分権の確立 自治のまちをめざすために「まちは社会は変えられる」を共通認識に 自治の主権は市民 自治基本条例を越谷市の最高規範とする 憲法に基づく、平和・福祉・教育・民主主義の発展を求める 憲法を基本条例の土台とする 市長・議員および行政は、憲法を守り自治を発展させる 主権者である市民の信託に基づく市政 参加と協働を基本とし、安心と安全と福祉を求める 市民と行政・議会との協働・共助 国民による創意工夫の議論を呼ぶための資料の整備 自治体活動に参加意欲の活性化を図る 市民・行政・議会が協働して解決力を発揮 理念は高く、基本方針は細かく	

## 第2部会意見の集約(6月26日分)

大分類	中分類	ポイント	意見	備考			
議会	基本的な事項		議会基本条例の制定 二元代表制という基本を重視 首長(市長)との競争と緊張関係を保ちつつ地方公共団体として意思を決定する				
		役割	市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする				
			市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関である				
		責務	積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献する				
			議会の設置は憲法に定められており論議の対象外 議会は住民の代表機関としての意思決定に責任を持つ				
	情報公開		開かれた議会				
		責務	議会及び議員活動に関する情報について市民に説明するように努める				
			情報公開と積極的な情報提供 説明責任(活動状況を市民に報告) 市民が参加しやすい議会 わかりやすい議会運営 議会の傍聴をし易くして欲しい				
			議員一人ひとりの市民に対する公聴会を毎月1度位開く 市民に判り易い情報の提供 議員活動報告(全員が同じ程度に) 議会の情報を公開(委員会、議会の情報を公開する義務がある) 資産公開(議員は市民の代表であるのでどういった生活状況かを公開)				
		議会機能等		自由な討議のできる議会 議会の機能を補強する制度・システムの構築 総合性/市全体を視野に入れる 議員の定数を減らして一人ひとりの動きがみ易い様に 定員削減 多選禁止		削除	
				立法機関としての政策立案機能を高める 地域社会における多種多様な争点を政治課題に乗せ、政策としての優先順位を住民に示す 歳費圧縮			
			議員		議員として、いかなる不正や疑惑に与することなく公正な立場を堅持すること		
				代表性	市民全員代表としての心構え 市のあり方、あるべき方向へ積極的な政策提言を行う 初志一貫(公約を守れ)		
				責務	議員は市民の信託にこたえることを第一の責務とし、その土台となる市民要求や実生活の把握に努めること		
				責務	議員は市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策能力を高め、常に公益の実現に努める		
	責務	議会の議員はその職務として地域住民が求める事業について市民と協働で解決する事を義務と考え、政策起案指導力を高める努力をする					
	市長	代表性・責務	責務	団体自治・市民自治の確立			
			責務	市長には市民の信託に応えることを責務とし、実施状況の公開も併せて行う努力を求める			
			責務	市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治を実現するため公正かつ誠実に市政運営にあたらなければならない			
			責務	市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行にあたり、常に市民福祉の向上に努める			
			代表性	市長の権限・立場を市民の代表とする(トップダウンまたはボトムアップとして)			
			責務	自治基本条例を遵守			
				市のイメージは市長の顔でなく、市民の暮らしの実状にあると認識したい			
			責務	行政の長としての市長の行政組織へのリーダーシップのとり方			
			責務	執行機関をとりまとめる責任者としての義務 市長の立場での行政専門職としての職員の能力活用 市長の決定は多様で正確な資料に基づいて民主的な論議を経ること			

	情報公開	市民への説明責任(常時、市の考えを公開する)			
		市民の声を聴く(広聴)責任義務と回答する義務(情報公開)			
		市長と住民との直接対話			
		市民意見の積極的な把握と反映に努める			
		市民の為の公聴会(毎月1度位)を開催して市民の意見を積極的に拾い上げる			
		開かれた市政を追求			
		多選禁止	削除		
		執行機関		執行機関の民主的な運営の確立	
				広報・広聴・苦情処理の(仕組みの)再構築	
				市会計の透明化	
市役所職員の適正配置					
行政委員会、行政特別職の公選・公募化					
緊急連絡体制の整備					
行政と市民共同のオンブズ機構					
人材を育成し、政策能力を高める					